

発表項目 (行事名)	令和元年度(2019年度)男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰について
概要	<p>○ この度、道内から次の方が「内閣総理大臣表彰」を受賞されることが決定し、内閣府において表彰式が行われますので、お知らせします。</p> <p>1 道内の受賞者(別紙1のとおり) <u>平間 育子 氏(北海道女性団体連絡協議会副会長／釧路市在住)</u></p> <p>2 賞の目的(詳細は別紙2、別紙3のとおり) 男女共同参画社会づくりに向けた取組の加速を図るため、多年にわたり男女共同参画社会に向けた気運の醸成等に功績のあった者や、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた者などを顕彰することによって、豊かで活力ある男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>3 表彰式日時及び場所(別紙4のとおり) (1) 日時:令和元年(2019年)6月25日(火)17時40分～18時05分 (2) 場所:内閣総理大臣官邸小ホール(東京都千代田区永田町2-3-1)</p>
参考	<p>本表彰は、平成9年度から内閣官房長官表彰として実施されてきましたが、男女共同参画社会づくりに向けた取組の一層の促進を図るため、平成20年度から内閣総理大臣表彰として実施されています。<u>道内における総理大臣表彰はこの度3人目となります。</u></p> <p>道内関係の過去の受賞者(内閣官房長官表彰、H20～内閣総理大臣表彰) 平成10年度:佐藤朝子氏(光塩学園女子短期大学教授) 平成13年度:岡田淳子氏(北海道立女性プラザ館長) 平成15年度:大平トシエ氏(前北海道女性団体連絡協議会会長) 平成17年度:中田和子氏(北海道女性団体連絡協議会会長) 平成23年度:近藤恵子氏(特定非営利活動法人 全国女性センターネット共同代表) 平成27年度:時田昭子氏(北海道女性団体連絡協議会副会長)</p>

報道(取材)に当たって	
他のクラブとの関係	同時配付 (場所) 釧路総合振興局

担当者 (連絡先)	環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室活躍推進グループ 担当者:鳥井(内線24-174) ダイヤルイン:011-206-6954/FAX:011-232-4820
--------------	---

氏名	年齢	現職等	推薦	功績概要
ひらま 平間 いくこ 育子	71	北海道女性団体連絡協議会 副会長	北海道	<p>北海道や釧路市の審議会等の公職役員等多くに携わり、男女平等参画の視点から青少年問題や防災・まちづくり等、各種政策や重要事項・計画を審議するなど多岐にわたる分野で貢献した。</p> <p>釧路市男女平等参画センターの指定管理者として、男女平等参画社会形成に向けての取組を進めた。</p> <p>NPO法人駆け込みシェルター釧路の理事長として、DV被害女性の緊急保護と自立支援の活動に尽力した。</p>

男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰実施要綱

平成20年5月19日
内閣総理大臣決定
改正平成26年2月20日

1 目的

この表彰は、男女共同参画社会づくりに向けた取組の加速を図るため、多年にわたり男女共同参画社会に向けた気運の醸成等に功績のあった者や、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた者などを顕彰することによって、豊かで活力ある男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

2 表彰者

内閣総理大臣

3 被表彰者

男女共同参画社会づくりに関し、極めて顕著な功績のあった個人であって、内閣総理大臣が顕彰することを適当と認めるもの。

4 表彰の内容

表彰は、表彰状及び記念品を授与してこれを行う。

5 表彰の時期

表彰は、年一回、男女共同参画週間（6月23日～6月29日）のいずれかの日に行う。ただし、男女共同参画週間以外に行う行事等に関連して表彰を行うことがふさわしいと表彰者が認めたものについては、別途行うことができる。

6 表彰の手続

関係府省、都道府県等から推薦された者のうちから、有識者からなる選考委員会の意見を聴いて、内閣総理大臣が被表彰者を決定する。

7 表彰の事務

表彰に関する事務は、内閣府男女共同参画局において行う。

8 その他

この要綱に定めのない事項で表彰の実施に関し必要な事項は、内閣府男女共同参画局長が定める。

男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰実施要領

平成20年5月19日
内閣府男女共同参画局長決定
改正平成26年2月20日

1 被表彰者

被表彰者は、男女共同参画社会づくりに極めて顕著な功績のあった個人で、関係大臣若しくはこれに準ずる者等から表彰を受けたことのある者又はこれらの者と同程度以上の顕著な功績のあった者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、これらの分野において褒章を受けた者及び叙勲を受けた者は原則として除くこととする。

なお、全国的な視野から見てその業績が顕著な者だけでなく、地域において地道な活動を重ねている者につき配慮するものとする。

- (1) 長年にわたり男女共同参画社会に向けた気運の醸成や基盤づくりに功績のあった者
- (2) 次のいずれかに該当する者で、その功績が顕著なもの
 - ① 仕事と生活の調和の実現や女性の能力開発・能力発揮に対する支援などを通じ、男女共同参画の促進に貢献した者
 - ② 従来、女性の参画が少なかった活動に積極的に参画し、社会に大きな影響を与えた女性又は従来、男性の参画が少なかった活動に積極的に参画し、社会に大きな影響を与えた男性
 - ③ それぞれの分野において社会的にめざましい活躍をしており、社会への貢献が認められる者で、ロールモデルとして男女共同参画の促進に資するもの
- (3) その他これらに準ずる者で特に功績が顕著な者

2 候補者の推薦

- (1) 関係府省、都道府県等は、1の要件に該当し、被表彰者としてふさわしいと認められる候補者をあらかじめ内閣府男女共同参画局長（同以下「局長」という。）

に通知する。

- (2) 前号により通知された者の中から功績等を考慮して被表彰者となりうる者が内定してから、局長は当該関係府省、都道府県に対して正式に候補者として推薦するよう依頼する。
- (3) 局長は、前号により推薦された候補者のほかに本表彰にふさわしい顕著な功績があったと認められる者がある場合には、自ら候補者を推薦できるものとする。

3 被表彰者の決定

被表彰者は上記2(2)及び(3)により推薦された候補者の中から、有識者からなる選考委員会の審査を経て内閣総理大臣が決定する。

4 表彰数

被表彰者は10名程度とする。

令和元年度男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰、
 女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞、男女共同参画週間キャッチフレーズ表彰
 表彰式及び懇談会次第（案）

日時・場所 令和元年6月25日（火）
 表彰式 総理大臣官邸小ホール 17時40分～18時05分
 懇談会 総理大臣官邸大ホール 18時10分～19時00分

進行予定

—— プレス入場 ——
 17：40 開式
 女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞 受賞者表彰状授与
 （名前読み上げ後、代表者に表彰状授与）
 男女共同参画週間キャッチフレーズ表彰 受賞者表彰状授与
 男女共同参画担当大臣

17：50 総理入室

男女共同参画社会づくり功労者表彰 受賞者表彰状授与
 （名前読み上げ後、代表者に表彰状授与） 内閣総理大臣
 内閣総理大臣あいさつ

17：55 閉式
 ————— プレス退場 —————

18：00 記念写真撮影
 18：05 終了

18：10 男女共同参画に関する懇談会 開会

—— プレス入場 ——
 内閣総理大臣あいさつ
 男女共同参画担当大臣あいさつ・乾杯
 ————— プレス退場 —————

18：15～30 総理退出

男女共同参画推進本部の各省大臣等の紹介
 男女共同参画社会づくり功労者表彰、女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞
 男女共同参画週間キャッチフレーズ表彰受賞者紹介

19：00 閉会